

国立研究開発法人等審議会 部会の審議状況について

- 厚生科学研究評価部会
- 高度専門医療研究評価部会
- 国立健康危機管理研究機構評価部会

厚生科学研究評価部会

1. 所掌事務

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「法人」という。）の目標の策定及び評価、各事業年度の業務実績の評価に際しての意見聴取を行うため、厚生労働省国立研究開発法人審議会令（平成 27 年政令第 194 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 7 月 10 日設置。

2. 主な活動状況

令和 5 年 7 月以降これまでに 2 回（設置以降、計 15 回）開催し、法人の業務実績の評価に関して意見を述べた。

3. 主な成果

法人は、医薬品等に関する専門性と食品・栄養等に関する専門性の融合を図り、生活習慣病対策への応用、医薬品と食品の相互作用に係る研究の促進等の効果を期待して、旧独立行政法人医薬基盤研究所と旧独立行政法人国立健康・栄養研究所を平成 27 年 4 月に統合し、設立された。メディカルサイエンスとヘルスサイエンスを基盤とした創薬研究開発を担う組織として、幅広い研究開発の創出が求められている。こうした法人の特性を踏まえた目標設定・評価を行うことがこれまで以上に求められることから、法人に係る業務実績評価が、科学的知見等に即したものとなるよう、所管大臣の決定に際し助力した。

高度専門医療研究評価部会

1. 所掌事務

国立高度専門医療研究センター（以下「各 NC」という。）の目標の策定及び評価、各事業年度の業務実績の評価に際しての意見聴取を行うため、厚生労働省国立研究開発法人等審議会令（平成 27 年 4 月政令第 194 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 7 月 10 日設置。

2. 主な活動状況

令和 5 年 7 月以降これまでに 9 回（設置以降、計 37 回）開催。

各 NC の「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」を行うため、年度評価や中長期目標の変更にに関して意見を述べた。

3. 主な成果

各 NC は、国の政策課題となっている疾患毎に設置されており、その対象となる医療分野は専門性及び個別性が高く、業務運営においても適切な評価が求められる。このため、本部会では、疾患毎の専門分野だけでなく、公益・経営・会計等に精通した様々な有識者により広く委員を構成することで、多様な観点からの意見聴取を行い、所管大臣の法人に係る年度評価決定に対し、必要な助力を行った。

また、その時々々の国の政策課題に対し、各 NC がその役割を最大限に発揮できるようにするためには、中長期目標の適切な変更が必要である。このため、令和 5 年度では、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023（女性版骨太の方針 2023）」等を踏まえ、国立成育医療研究センターに「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせるための中長期目標の変更について、本部会にて意見聴取を行い、女性の健康や疾患について解明、治療・予防に向けた研究等を推進するための必要な助力を行った。

国立健康危機管理研究機構評価部会

1. 所掌事務

国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という）の目標の策定及び評価、各事業年度の業務実績の評価に際しての意見聴取を行うため、国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号。以下「機構法」という）附則第4条の規定に基づく準備行為として令和6年9月に国立健康危機管理研究機構評価準備部会を設置。令和7年4月の機構法の施行に伴い、厚生労働省国立研究開発法人等審議会令（平成27年政令第194号）第5条第1項の規定に基づく国立健康危機管理研究機構評価部会へ移行。

2. 主な活動状況

令和6年9月の設置以降、これまでに2回開催し、機構法附則第4条の規定による機構の最初の中期目標の策定に関して意見を述べた。

3. 主な成果

政府に科学的知見を提供する新たな専門家組織として、国立国際医療研究センターと国立感染症研究所が統合され令和7年4月に設立された機構は、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力及び医療提供等を一体的・包括的に行うことが求められている。最初の中期目標の策定に当たり、国立国際医療研究センターと国立感染症研究所の機能・役割を承継・発展し、政府に質の高い科学的知見を迅速に提供できる体制となるよう、機構の研究開発の事務及び事業に関する事項を中心とした中期目標の内容に関して必要な助力をした。